

非核・平和都市佐賀市を宣言する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

核兵器を廃絶し、21世紀を戦争のない平和で安心して暮らせる時代にすることは、今を生きる私たちにとって課せられた最大の責務である。

しかし、今なお世界には大量の核兵器が厳然と存在し、核保有国の拡大も懸念されるなど、世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えている。

我が国は世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないために核兵器廃絶を全世界へ訴え続けていかなければならない。

私たちの佐賀市は、緑豊かな森林と命をはぐくむ宝の海・有明海を結ぶ、自然に恵まれた新しいまちとして誕生した。

このまちで、すべての人々が平和のうちに安心して暮らし、働き続けられることを願ってやまないものである。

よって佐賀市は、非核・平和都市として平和憲法の精神にのっとり、「非核三原則」を将来も遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。

以上、決議する。

平成17年12月20日

佐賀市議会

飲酒運転撲滅を宣言する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

こうした状況下において、公務員が加害者となる交通事故も多発しており、さらに、先日、幼い三人の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、国民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、飲酒運転の怖さをあらためて痛感させられた。

そのため、こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、市民とともに飲酒運転を追放する決意を新たにする必要がある。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全の普及・啓発等の施策を強化しなければならない。

よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成18年9月20日

佐賀市議会

はしがき

この市政概要は、佐賀市政全般について、主要項目別に収録したものです。

内容については、まだ不十分で、不備な点も多いかと思いますが、市政の現況を理解していただく上で、少しでもお役に立てれば幸いです。

本書の発刊にあたり、関係各課より貴重な資料をお寄せいただきました。改めてお礼を申し上げます。

佐賀市議会事務局

市勢	1
1市3町合併	5
議会	7
総合計画	17
総務委員会	21
総務部	
市民生活部	73
監査委員・公平委員会	107
選挙管理委員会	113
文教福祉委員会	115
保健福祉部	
教育委員会	198
経済企業委員会	259
経済部	
農林水産部	279
農業委員会	303
交通局	307
水道局	312
建設環境委員会	317
建設部	
環境下水道部	355
広域連合等	399
施設名索引	465

市 政 概 要 目 次

市 勢	1	11. 経営戦略会議	50
沿 革	1	12. 行政改革事業	51
自 然	3	13. 統 計	53
位置と広ぼう	3	14. 生活バス路線の確保	54
人口と世帯	3	15. 地域審議会	55
		16. 広 報	56
1市3町合併	5	17. 公 聽	58
1市3町合併の経緯	5	18. 防 災	60
主な協議結果	6	19. 消 防 団	61
		20. 男女共同参画	63
議 会	7	21. 住居表示	65
議長・副議長	7	22. 自 治 会	65
議員名簿	7	23. 平和展事業	65
構 成	8	24. 情 報 公 開	66
議会運営	10	25. 電子自治体化の推進	71
議会活動状況	11	26. 電算自己処理業務一覧	72
報酬・費用弁償等	13		
議会事務局	14	市民生活部	73
		1. 戸籍・住民基本台帳事務	73
総合計画	17	2. 総合窓口	76
		3. 市民相談	78
総務委員会	21	4. つくし斎場	79
総務部	21	5. 市 税	80
1. 市長・副市長	21	6. 市民活動センター	85
2. 行政機構	22	7. 市民活動推進	86
3. 人事・給与	28	8. 交通安全・防犯	89
4. 特別職職員等の報酬等	32	9. 消費生活	92
5. 財 政	34	10. 国際交流	94
6. 基 金	40	11. 市民スポーツ	95
7. 財 産	41		
8. 市 庁 舎	42	監査委員	107
9. 契約・工事検査	46		
10. 行政評価システム	47	公平委員会	112
		選挙管理委員会	113

文教福祉委員会	115	1. 商工振興	259
保健福祉部	115	2. 中心市街地の活性化	267
1. 救急医療情報システム	115	3. 観光・文化	270
2. 保健予防	121	4. 佐賀市文化会館・佐賀市民会館	276
3. 佐賀市健康づくり計画 「いきいきさがし21」	125	農林水産部	279
4. 母子保健計画「すこやか親子計画」	129	1. 農林水産	279
5. 母子保健	132	2. 土地改良事業	291
6. 予防接種事業	136	農業委員会	303
7. 佐賀市保健福祉会館	137	交通局	307
8. 佐賀労働者総合福祉センター	138	水道局	312
9. 佐賀市健康運動センター	139	建設環境委員会	317
10. 高齢者の福祉	142	建設部	317
11. 障がい者の福祉	156	1. 都市計画	317
12. その他の福祉	167	2. 区画整理	325
13. 民生委員・児童委員	169	3. 国土調査事業	327
14. 生活保護	172	4. 都市緑化の推進	330
15. 人権・同和政策	175	5. 建築指導	335
16. 国民健康保険	179	6. 道路	340
17. 国民年金	189	7. 排水対策	349
18. 市営住宅	192	8. 河川浄化	352
19. 富士大和温泉病院	194	環境下水道部	355
教育委員会	198	1. 公害対策	355
1. 佐賀市教育基本計画	198	2. 環境衛生	355
2. 教育委員	199	3. 環境マネジメントシステムの普及	360
3. 就学前からの教育の充実	199	4. 自然環境保全活動の推進	362
4. 少子化への対応	219	5. 温暖化防止対策の推進	364
5. 家庭・地域の教育力の向上	234	6. 「トンボ王国・さが」づくり事業	366
6. 生涯学習	238	7. 環境おたすけマン	366
7. 図書館	244	8. 学校教育における環境学習	367
8. 魅力ある文化の醸成	249	9. 大学と連携した環境学習の推進 (佐賀環境フォーラム)	368
経済企業委員会	259	10. 全国星空継続観察	370
経済部	259	11. 佐賀市エコプラザ管理運営事業	371
		12. 佐賀市環境保健推進協議会	373

13. ごみ処理	374
14. し尿処理	383
15. 下水道	384
広域連合等	399
佐賀中部広域連合	399
佐賀県後期高齢者医療広域連合	414
佐賀地区衛生処理組合	417
佐賀市土地開発公社	418
佐賀東部水道企業団	420
脊振共同塵芥処理組合	422
天山地区共同衛生処理場組合	426
三神地区環境事務組合	427
神埼地区消防事務組合	428
佐賀市シルバー人材センター	436
佐賀市社会福祉協議会	438
施設名索引	465

市勢

1. 沿革	1
2. 自然	3
3. 位置と広ぼう	3
4. 人口と世帯	3

1. 沿革

佐賀市は、佐賀県の中部地域に位置し、北部の脊振山地から有明海へと広がる面積355.15km²の区域であり、佐賀県の約15%を占めています。

このような地理的環境にあって、先史時代には有明海の潮せきが市域の大半を干溝していたと言われており、したがって、まず生活上好条件にあった北部山麓地帯に人間の生活が始まったと考えられます。弥生時代になると、原始的小国家が発生して、人々の生活が平野部に定着するようになり、古墳時代を迎えると、佐賀県主が任命されています。また、古墳文化の伝播に伴い、北部山麓地帯には前方後円墳の分布も濃密で、佐賀地方の開発が進み、一大文化圏が形成されました。また大化の改新によって条里制が施行され、佐賀平野の大規模な整備が行われて穀倉としての基盤がつくられました。「肥前国風土記」によれば、日本武尊が九州御巡幸のときに、この地に楠の大樹が繁り栄えているのを見て「栄の国」と仰せられ、のちに「佐嘉郡（さかのこおり）」と呼ばれたとあり、さらに佐賀という地名となつたとされています。

中世の佐賀地域には佐嘉荘、与賀荘など多くの荘園が成立し、平安末期には、龍造寺氏が城内方面を根拠として佐賀地方の統治にあたるようになりました。戦国時代、龍造寺隆信の時代になると、肥前はもとより、肥後、筑前、筑後、豊前の5国と壱岐、対馬の2島までも勢力下にしたこともありましたが、隆信の戦死後、重臣であった鍋島直茂が領国経営にあたるようになり、鍋島氏に受け継がれました。

慶長18年（1613）には、直茂の嫡子勝茂に肥前国35万7千石余が安堵され、鍋島藩政が始まり、慶長から元和にかけて、佐賀城が築かれ、城下町が形成され、幕末まで11代にわたって繁栄を続けました。2代藩主光茂の祐筆役であった田代陣基が、同じく側近であった山本常朝の閑居を訪ねて、宝永7年（1710）から享保元年（1716）にかけてその談話を筆記したものを「はがくれ」といいます。これは、佐賀藩の伝統的精神に基づいた教訓や藩の歴史、伝説、実話などを11巻にまとめたもので、この内容にある精神が、佐賀独自の葉隠武士道と言われるもので、天明元年（1781）には藩校弘道館が創立されて、計画的な人材養成が行われ、優れた藩士たちを輩出しました。幕末の藩主直正が行った種痘の取り入れや、反射炉の築造、蒸気汽船の建造など、近代文明を導入した優秀な技術は全国から注目を浴び、明治維新に大いに貢献しました。

明治新政府になると、江藤新平、大隈重信、副島種臣、大木喬任、佐野常民、島義勇等幾多の有志を政府高官として送り込みました。薩長土肥の一つとして維新に貢献した肥前佐賀は、明治初年ごろは新政府の主流を担っていましたが、佐賀の役以後は、三浦県、あるいは長崎県に併合されるなどの変遷があり、明治16年（1883）にようやく佐賀県として独立しました。

旧佐賀市

明治22年4月1日	市制施行。
大正11年10月1日	神野村を合併する。
昭和29年3月31日	西与賀村、嘉瀬村、高木瀬村、巨勢村、兵庫村を合併する。
昭和29年10月1日	北川副村、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村を合併する。
昭和30年4月1日	蓮池町の一部を合併する。

旧諸富町

明治22年4月1日	市制・町村制施行により東川副村、新北村となる。
昭和30年3月1日	東川副村と新北村の2村が対等合併し、諸富町となる。

旧大和町

明治22年4月1日	市制・町村制施行により、春日村、川上村、松梅村となる。
昭和30年4月16日	春日村、川上村、松梅村の3村合併にて大和村となる。
昭和33年6月1日	富士村大字八反原を編入する。
昭和34年1月1日	町制施行により大和町になる。
平成8年4月1日	松瀬地区の一部を境界変更により富士町に分割する。

旧富士町

明治22年4月1日	市制・町村制施行により、佐賀郡小関村、小城郡南山村、小城郡北山村となる。
昭和31年9月30日	小関村、南山村、北山村が合併により富士村となる。
昭和33年6月1日	八反原を境界変更により大和村に分割する。
昭和41年10月1日	町制施行により富士町となる。
平成8年4月1日	境界変更により大和町松瀬地区の一部を編入する。

旧三瀬村

明治22年4月1日	市制・町村制施行により三瀬村となる。
-----------	--------------------

そして、平成17年10月1日、それぞれの伝統と文化を持つ佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の一市三町一村での対等合併を行い、新たな県都佐賀市がスタートしました。

佐賀市の北部は三瀬峠・雷山・羽金山を結ぶ線で福岡県福岡市、前原市と接しており、天山、川上金立という2つの県立自然公園の一部を含む山岳地帯で、南北を貫く嘉瀬川沿いには古湯、熊の川といった歴史ある温泉地が分布しています。三瀬村や北山ダムは自然豊かな観光地として福岡から多くの来訪者を迎えてています。

佐賀市の南部は九州最大の筑紫平野の西半を占める佐賀平野の中央部に立地しており、南に潮の干満差の激しい有明海を擁し、肥沃な沖積平野が大部分を占めています。この地域は肥前国鍋島藩35万7千石の城下町として栄え、明治以降は県の政治・経済・文化の中心として発展してきました。また諸富町の南端は筑後川を挟んで福岡県大川市と接しています。

新しい佐賀市は、脊振山系の山麓部の山林や清流、古代肥前の国の行政府「肥前国庁」跡、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した“幕末維新时期の佐賀”の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリーク、田園風景など素晴らしい景観に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、スキー場など、これまでにない魅力を備えるまちとなりました。

20万都市としてさらに発展を遂げるため、将来像として掲げている“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”の実現を目指しています。

2. 自然

佐賀平野は亜熱帯のクスノキが多く、またアコウやサザンカの自生北限地帯となっています。これは佐賀市の位置が日本列島の南部に近く、表日本式気候の影響を受けているからです。気候は温暖で、平成17年の年平均気温は16.6度、年間雨量は1,356.5ミリです。

3. 位置と広ぼう

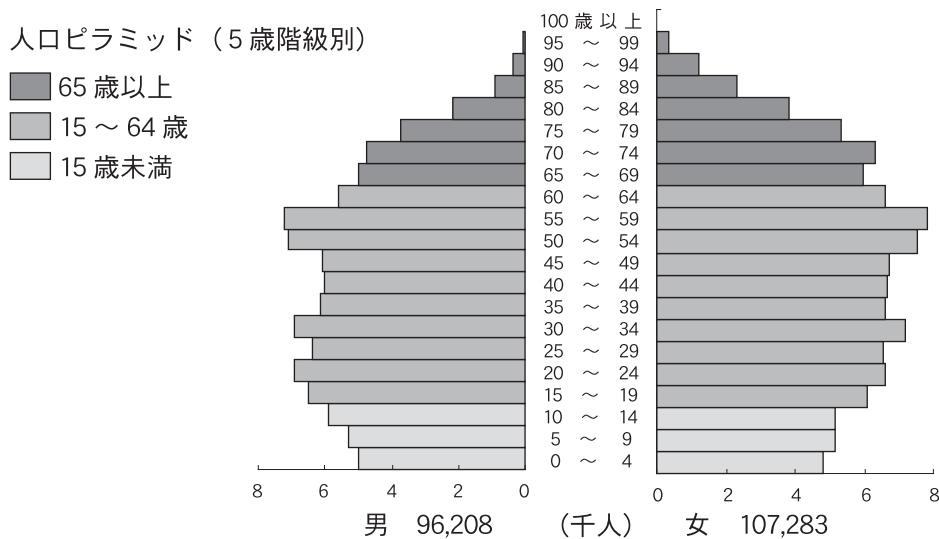
位 置	佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所）
	東経130° 18' 12" 北緯33° 15' 36"
面 積	355.15km ²
海 抜	4.0m
海岸線	1.6km
距 離	東西22.3km 南北31.10km
経 度	極東130° 22'（諸富町） 極西130° 08'（富士町）
緯 度	極南 33° 11'（嘉瀬町） 極北 33° 28'（富士町）

4. 人口と世帯（平成19年3月31日現在）

（1）人口と世帯

世帯数	79,053（世帯）
男	95,991（人）
女	106,992（人）
人口計	202,983（人）

（2）佐賀市のピラミッド



(3) 人口動態

(単位：人)

年 度	社 会 動 態			自 然 動 態			各年度中 増 減
	(注1) 転 入 等	(注2) 転 出 等	増 減	出 生	死 亡	増 減	
H17	9,379	10,019	△640	1,869	1,832	37	△ 603
H18	8,983	9,509	△526	1,797	1,779	18	△ 508

注1) 転入届による記載者数と実態調査・帰化等による職権記載者数を含む

注2) 転出届による消除者数と実態調査・国籍離脱等による職権消除者を含む

(4) 産業別人口

(国勢調査)

	平 成 12 年		平 成 17 年			対前回比(%)
	実 数(人)	構 成 比(%)	実 数(人)	構 成 比(%)		
総 数	100,151	100	97,471	100	97.3	
第 1 次産業	5,360	5.4	4,959	5.1	92.5	
農 業	4,869	4.9	4,537	4.7	93.2	
林 業	53	0.1	41	0.0	77.4	
漁 業	438	0.4	381	0.4	87.0	
第 2 次産業	21,536	21.5	18,309	18.8	85.0	
鉱 業	33	0.0	13	0.0	39.4	
建 設 業	9,602	9.6	7,854	8.1	81.8	
製 造 業	11,901	11.9	10,442	10.7	87.7	
第 3 次産業	72,972	72.9	73,330	75.2	100.5	
卸小売業・飲食店	25,906	25.9	24,922	25.6	96.2	
金融・保険・不動産業	4,452	4.4	4,060	4.2	91.2	
運輸・通信業	5,080	5.1	5,076	5.2	99.9	
電気・ガス・水道業	726	0.7	663	0.7	91.3	
サービス業	31,915	31.9	33,604	34.5	105.3	
公 務	4,893	4.9	5,005	5.1	102.3	
分類不能の産業	283	0.3	873	0.9	308.5	

1市3町合併

1.	1市3町合併の経緯	5
2.	主な協議結果	6

1市3町合併

1. 1市3町合併の経緯

1
市
3
町
合
併

日付	内 容		
H18. 1.19	佐賀市長が、川副町、東与賀町、久保田町を訪ね、各町長に1市3町の合併協議を要請。		
H18. 3.30	佐賀郡3町から「3町同時に合併という確認ができた。協議会設立に特段の配慮をお願いしたい。そして、平成19年度の早い時期に佐賀市と合併したい。」との申し入れ。		
H18. 4. 1	1市3町合併研究会事務局の設置		
H18. 4. 21	第1回 首長会議開催 ・今後の合併協議の進め方について確認		
H18. 5. 24	第2回 首長会議開催 ・電算システム現状分析について ・1市3町任意合併協議会の設置について ・合併に伴うまちづくりの基本方針について		
H18. 5. 26	佐賀県知事・県議会議長への要望書の提出 『自主的な市町村の合併の推進に関する構想策定について』		
H18. 6. 29	第3回 首長会議開催 佐賀市・川副町・東与賀町・久保田町任意合併協議会設置		
H18. 7. 11	第1回 任意合併協議会開催 各小委員会開催（7/11～8/12）	協定項目 全49項目を承認	
H18. 7. 28	第2回 任意合併協議会開催		
H18. 8. 12	第3回 任意合併協議会開催		
H18. 8. 17	第4回 首長会議開催 ・佐賀市・川副町・東与賀町・久保田町（法定）合併協議会の設置について		
H18. 8. 21 ～H18. 9. 9	各市町で住民説明会を開催 ・任意合併協議会の協議結果についての説明 (開催状況) 佐賀市 8/21～8/26 計6回開催 川副町 8/23～9/9 計26回開催 東与賀町 8/24～8/27 計4回開催 久保田町 9/3 (午前・午後) 計2回開催		
H18. 9. 14 ～H18. 9. 29	各市町議会9月定例会で合併協議会設置議案可決		
H18. 9. 29	第5回 首長会議開催 佐賀市・川副町・東与賀町・久保田町合併協議会設置		
H18. 10. 2	県への（法定）合併協議会設置についての届出		
H18. 10. 6	第1回（法定）合併協議会開催 各小委員会開催	協定項目 全49項目を承認	
H18. 10. 14	第2回（法定）合併協議会開催		
H18. 11. 8	川副町、東与賀町、久保田町の臨時議会で廃置分合等議案可決		
H18. 11. 14	佐賀市の臨時議会で廃置分合等議案可決		

日付	内容
H18.12.8	第6回 首長会議開催 合併調印式、廃置分合申請について
H18.12.20	合併協定調印式
H18.12.26	佐賀県知事への合併（廃置分合）申請
H19.3.6	廃置分合議案可決（佐賀県議会）
H19.3.12	廃置分合決定（佐賀県知事）
H19.3.27	第3回（法定）合併協議会開催 平成19年度事業計画及び予算について
H19.4.2	市町の廃置分合の告示（総務省告示第215号）
H19.5.18	第7回 首長会議開催 合併後の組織、事務事業調整について
H19.7.23 8.16	第8・9回 首長会議開催 合併後の要員配置、事務事業調整について
H19.8.21	第4回（法定）合併協議会開催 平成18年度決算及び事務事業調整報告について
H19.10.1	1市3町合併

2. 主な協議結果

- 合併の方式 編入合併
- 合併の期日 平成19年10月1日
- 市の名称 「佐賀市」
- 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町1番1号）
- 事務組織及び機構の取り扱い
 - ・役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、概ね8年後に再度議論する。
 - ・現在の3町の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。
- 議員の定数及び任期の取り扱い
 - ・議会議員の定数

定数特例により、議会の議員の定数は、佐賀市議会議員の在任期間（平成21年10月22日まで）に限り、6人増員して44人とする。
 - ・増員選挙の選挙区

川副町の区域に定数3人、東与賀町の区域に定数1人、久保田町の区域に定数2人の選挙区を設ける。（告示日平成19年10月21日、投票日平成19年10月28日）
 - ・合併後最初の一般選挙

平成21年10月に行われる一般選挙の議員の定数は、38人とする。
- 地域審議会及び地域自治組織の取り扱い
 - ・地域審議会を佐賀市を除く3町の区域にそれぞれ設置する。
 - ・設置期間は平成19年10月1日から平成29年3月31日までとする。
- 町、字の区域及び名称の取り扱い
 - ・町、字の区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ・町の名称については、佐賀市の町名は現行のとおりとし、川副町、東与賀町及び久保田町においては現在の町名を新市における町名とする。（例：佐賀市川副町大字犬井道）